

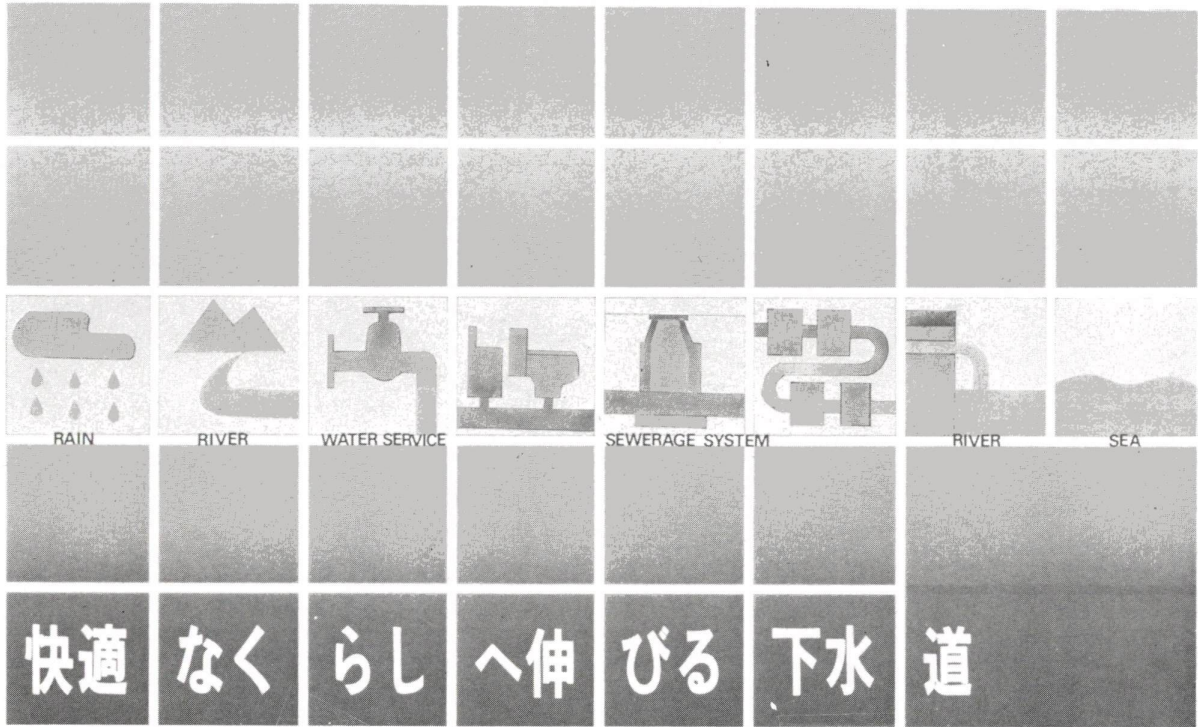
一 下 水 道 特 集 一



おまち 広報

編集 / 足立区企画部広報課 120 足立区千住一丁目4-18 ☎(882)1111 第二庁舎 ☎(889)6161

(1面) 快適なくらしへ伸びる下水道
(2面・3面) 足立区下水道現況図
(4面) 衛生的な都市環境に



区内下水道の現況
下水道は、快適で安心して住めるまちづくりには必要不可欠な公共施設です。足立区内の普及率は昭和五十七年度末、三二％で、二三区平均七八％と比較しますと大幅に遅れています。その理由は、区内の大半をしめる緑地帯の排水の遅れと、足立区の七割近い面積が汚水と雨水を別々の管で流す分流方式で計画されているからです。この区域は、汚水と雨水をまとめて一本の管に流す合流方式と比べて、工事に日時と費用が二倍以上かかります。下水道事業は、東京都が主体となって進めていますが、普及率アップをはかる上で、区は下水道の普及を最も重要な施策に取り上げ促進に努めています。今年度東京都下水道局では、三百三十七億円を足立区に投入し、都区一体で工事を進めています。

中川処理場工事 一部まもなく完成
待望の中川処理場が来年四月から運転を開始します。昭和五十一年二月工事着手以来、超軟弱地盤に悩まされましたが、八年の歳月と、約四百十億円の巨費を投じた処理場の第一期工事がいよいよ完成します。この処理場は、区内北東部の大部分と、葛飾区水元地区を処理区とし、一日三万七千五百トンの汚水を処理できるように、将来的には一日六十一万トン、八十七万五千トンの汚水処理が可能となります。

幹線工事も着々と進む
一方、中川処理場建設に合わせて進めている汚水幹線工事は、途中メ



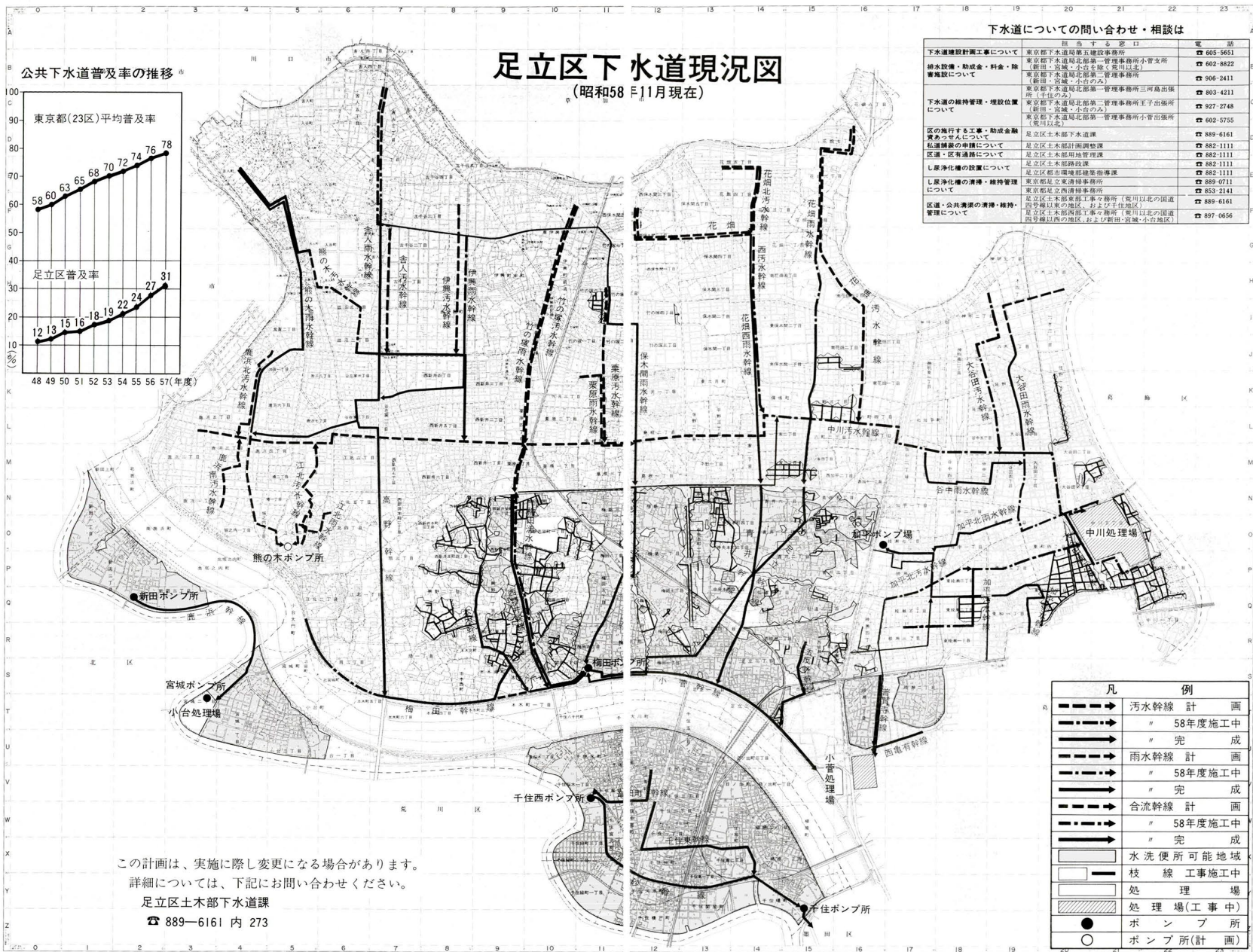
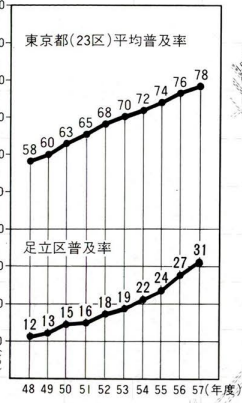
多くの障害を越えて進む下水道
公共下水道は道路の下に敷設しますので、幹線や太い枝線、あるいは雨水・汚水管を入れるにはどうしても広い道が必要です。しかし、未普及地域の道路状況や交通事情に加え、低地帯特有の軟弱地盤等のため、下水道工事はますます困難になっていきます。また、カヤハエのない文化的生活に、大雨に対しても安心して住めるまちづくりには、公共下水道は欠かせない施設です。今後も、足立区および東京都下水道局は、困難な条件下であっても積極的に公共下水道の建設を進めていきます。

いよいよ枝線工事を中心に
処理場・ポンプ所・幹線の工事が進みますと、皆さんの家庭に直接かわりのある枝線工事となっていく。今まで堤北部の枝線工事は、小管処理場が受け持つ地域を中心に進めてきましたが、昭和五十六年度より中川処理場周辺をはじめ、分流地域にも工事が伸びてきています。これからは堤北部、西部および北部に枝線工事が移ってきます。

足立区下水道現況図

(昭和58年11月現在)

公共下水道普及率の推移



下水道についての問い合わせ・相談は

担当する窓口	電話番号
下水道建設計画工事について	東京都下水道局第五建設事務所 ☎ 605-5651
排水設備・助成金・料金・除雪施設について	東京都下水道局北部第一管理事務所小菅支所 (新田・宮城・小台を除く荒川以北) ☎ 602-8822 東京都下水道局北部第二管理事務所 (新田・宮城・小台のみ) ☎ 906-2411
下水道の維持管理・埋設位置について	東京都下水道局北部第一管理事務所三河島出張所 (千住のみ) ☎ 803-4211 東京都下水道局北部第一管理事務所王子出張所 (新田・宮城・小台のみ) ☎ 927-2748 東京都下水道局北部第一管理事務所小菅出張所 (荒川以北) ☎ 602-5755
区の施行する工事・助成金融資あっせんについて	足立区土木部下水道課 ☎ 889-6161
私道線路の申請について	足立区土木部計画管理課 ☎ 882-1111
区道・区有道路について	足立区土木部地管理課 ☎ 882-1111
土壌浄化槽の設置について	足立区土木部建設課 ☎ 882-1111
土壌浄化槽の清掃・維持管理について	足立区都市環境部建設指導課 ☎ 882-1111 東京都足立区清掃事務所 ☎ 889-0711 東京都足立区清掃事務所 (荒川以北の国道西芳橋東側の地区、および千住地区) ☎ 853-2141
区道・公共施設の清掃・維持・管理について	足立区土木部東部工務事務所 (荒川以北の国道西芳橋以西の地区、および新田・宮城・小台地区) ☎ 889-6161 足立区土木部西側工務事務所 (荒川以北の国道西芳橋以西の地区、および新田・宮城・小台地区) ☎ 897-0656

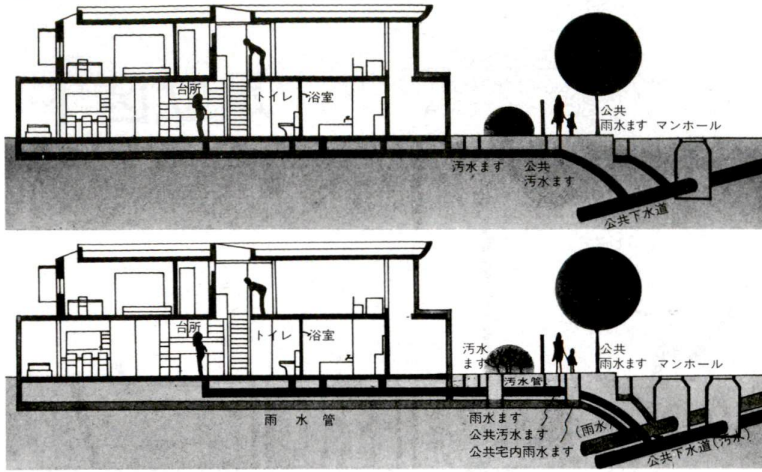
凡 例	
--->	汚水幹線 計 画
--->	" 58年度施工中
→	" 完 成
--->	雨水幹線 計 画
--->	" 58年度施工中
→	" 完 成
--->	合流幹線 計 画
--->	" 58年度施工中
→	" 完 成
□	水洗便所可能地域
□	枝 線 工 事 施 工 中
■	処 理 場
■	処 理 場 (工 事 中)
●	ポ ン プ 所
○	ポ ン プ 所 (計 画)

この計画は、実施に際し変更になる場合があります。
詳細については、下記にお問い合わせください。

足立区土木部下水道課
☎ 889-6161 内 273

衛生的な都市環境に

水洗化は皆さんのご協力で



公共下水道工事が終わる下水処理区域(水洗化可能地域)に告示されますと、皆さんは三年以内に水洗化しなければならぬことが、法律で義務づけられています。また、下水道料金を負担していただくようになりますので、建物の所有者などは、すみやかに排水設備をつくり、水洗トイレに改造してください。

契約にあたっては

- 工事とは東京都指定工事店でない悪臭がする、つまりやすい、こわれやすいなどの問題がこまらぬ。
- 水道工事の地元説明会が終ったから行いことになって、工事費は毎年変動がありますので契約は、な
- 私道や宅地内工事についての業者の説明会、勧誘、契約は、公共下水道工事の地元説明会が終ったから行いことになって、工事費は毎年変動がありますので契約は、な
- 水道工事の地元説明会が終ったから行いことになって、工事費は毎年変動がありますので契約は、な

困ったときは

● 私道に公共下水道を敷設してもらいたい場合
 △私道の幅が四メートル以上で公道と公道を結ぶ公共性のある道路で土地所有者から寄付していただけるものは、区道にします。
 △私道の幅が一・八メートル以上、四メートル未満で公道と公道を結び土地所有者から寄付していただけるものは、区有通路にします。
 ※公道化の相談は、土木部用地管理課用地処理係 ☎八八二二二二へ。
 ● 水洗化について家主や地主と話しあいがつかない場合
 下水道局では、このような紛争を解決するため、助言仲介する弁護士などによる専門の「普及あっせん委員制度」を設けています。
 ☎六〇二一八八二二

浄化槽から下水道へ

浄化槽を使用して、適正な管理を行って下さい。

利用ください

● 助成融資制度
 水洗化工事をするにはある程度まとまった資金が必要となります。このため都区では、みなさんの負担軽減につとめ、一定の条件のもとに助成および融資あつせんを下表のとおり行っています。

私道の舗装にも

● 助成制度があります
 下水道工事後に簡易舗装を希望する方に工事費を助成する制度があります。助成額は、道路接続状況により区の算定工事費の八〇パーセントから九五パーセントの助成になります。なお、舗装する前に水道ガス等埋設物の工事は、完了させておいてください。舗装の助成申請は、下水道完了後なるべく早くしてください。
 申込・問合せ先 土木部計画調整課 計画係 ☎八八二二二二

おこたりますと環境衛生上問題があります。管理には維持費がかかりますので、下水が流せるようになり、したなら、なるべく早い時期に浄化槽を廃止して下水道管に直接つないでください。清掃、くみ取り等について、くわしくは、足立東清掃事務所 ☎八八九〇七一、足立西清掃事務所 ☎八八五二二四へ。

都の制度		条件	助成額	その他
水洗便所	一般助成	全世帯員の前年の総所得金額の合計が330万円(総収入金額-給与所得控除額または必要経費)未満であること。(たとえば、世帯に収入のある方が1人でその収入が給与所得だけで他に収入がない場合は総収入金額が470万円程度以下の世帯)	45,000円	1. 浄化槽の切り替えは助成の対象となりません。 2. 処理区域となった日から3年以内に申請してください。(特別助成には3年以内の期限はありません) 3. 申請は着工前にしてください。
	特別助成	生活保護世帯、または住民税(都民税・特別区民税)を課せられていない世帯のうち、生活に困っていると認められる方。	189,500円以内 (工事の規模によって異なります)	※申請手続は下水道局小菅支所普及係(☎602-8822)、または都指定工事店にご相談ください。
区の制度	私道排水設備	1. 幅員が1.2m以上の私道。 2. 2戸以上が共同して排水設備を区で定めた基準によってつくること。 3. くみ取り便所(し尿浄化槽を含む)をただちに水洗式トイレに改造すること。	区算定工事費の75%以内	1. 処理区域となった日から3年以内に申請してください。 2. 着工前に申請してください。 3. 地主・家主との紛争その他の事情で3年以内に申請できないときは、必ず期限内に相談ください。 ※申請手続は、第二庁舎下水道課普及係(☎889-6161)、または都指定工事店が代行していますので、ご相談ください。
	利子補給	1. 資金を一時に支出することが困難であるが借入金の分割返済能力があると認められること。 2. 区内に在住し区内で工事すること。 3. 特別区民税を滞納していないこと。 4. 連帯保証人があること。(現にこの融資の連帯保証をしていないこと)	1. 5万円以上30万円以内。 (ただし2家屋以上とめて水洗便所に改造する方は60万円以内) 2. 元金均等最高36ヵ月返還。 3. 年利8.7%。 (内利用者負担5.5%) 4. 区指定金融機関があつせん。	1. 申請書。 2. 世帯全員の住民票の写し。 3. 申請者および連帯保証人の印鑑証明書。 4. 申請者の特別区民税納税証明書または非課税証明書。 5. 工事費の見積書と図面。 (図面に東京都下水道局小菅支所の排水設備計画届出済の確認印が必要)
				1. 水洗化工事で助成を受けている方は、この金額を減じた額が対象となります。(助成金交付決定通知書を提示してください) 2. 着工前に申請してください。 3. 非課税世帯の方には8.7%の利子を負担します。 ※申込手続、ご相談は第二庁舎下水道課普及係(☎889-6161)へ。

※上の表は59年4月以降変更することがあります。